

[新旧対照表]

改 正 後	改 正 前
提案基準 2 6 農家世帯の分家住宅 農家（経営面積 1 0 アール以上の農地を耕作している者のうち、農業委員会がその就農状況、営農形態等を総合的に判断し、農業者として認めたものをいう。）と同一の世帯を構成し、又は構成していた 3 親等以内の血族が分家する場合の自己居住用の戸建住宅で、次の各項のいずれにも該当するもの。 1 ～ 6 （略） 付記 本基準により許可した場合は、許可内容を次回の開発審査会に報告すること。なお、災害発生のおそれがある場合は、この限りではない。	提案基準 2 6 農家世帯の分家住宅 農家（経営面積 1 0 アール以上の農地を耕作している者のうち、農業委員会がその就農状況、営農形態等を総合的に判断し、農業者として認めたものをいう。）と同一の世帯を構成し、又は構成していた 3 親等以内の血族が分家する場合の自己居住用の戸建住宅で、次の各項のいずれにも該当するもの。 1 ～ 6 （略）